

京都市上下水道局訓令甲第1号

京都市上下水道局専決権限の付与に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成17年4月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局専決権限の付与に関する要綱の一部を改正する要綱

京都市上下水道局専決権限の付与に関する要綱の一部を次のように改正する。

第2条中「第35号」を「第24号」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 総務部地域水道課担当課長に規程別表第2地域水道課長の項の専決権限を付与する。ただし、第1号については、京北地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係る登記事務に限り、第2号から第6号までについては、京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条において準用する場合に限る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)